

平成28年 1 月 27日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市特別職報酬等審議会  
会 長 齋 藤 太 紀 雄

特別職及び議会の議員の報酬等の額について（答申）

平成27年12月21日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、審議の結果、次のとおり答申します。

## 答 申

- 1 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等の額  
市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の報酬等については、  
現行額に据え置くことが適当である。

- 2 審議会開催状況

第1回審議会 平成27年12月21日

第2回審議会 平成28年1月13日

第3回審議会 平成28年1月22日

- 3 審議経過及び内容

平成27年12月21日、市長ほか特別職及び議会の議員の報酬等の額  
について諮問を受け、3回の審議会を開催した。

審議に当たり、各種資料に基づき、近隣市や産業構造が類似した  
都市（類似団体）の報酬等の状況、社会経済情勢や市の財政状況等  
を比較し、また、公務の状況や責任の重さ、若い世代の有為な人材  
確保を念頭に置き市民各層の代表としての自覚と責任のもとに、公  
平、不偏の立場で広範な視点から慎重に審議した。

- (1) 地方分権の推進により、これまで以上に特別職の果たすべき職  
責及び役割は大きくなっていくが、それに応じた報酬等にするこ  
とが望ましい。

- (2) 市長の給料月額、神戸市を除く兵庫県下28市中18位であり、  
副市長は18位、教育長では17位となっており、決して高い給料月  
額とは言えず、北播磨地域各市との比較でも、西脇市の給料月額  
は低い状況である。しかしながら、過去2年間の西脇市における  
社会経済情勢が大きく変動していることもなく、また、類似団体  
との比較では、やや高い傾向にあるため、総合的に判断しておお  
むね均衡は図られていると言える。

議員の報酬も市長等特別職の給料と同じ傾向にある。

- (3) 西脇市の財政指標については、行財政改革により、類似団体や  
県内の人口規模が同程度の都市と比較すると中位にある。また、  
この2年間において財政運営状況が著しく変動した傾向は見られ  
ない。

以上の観点から、報酬等については、改定する状況にはないとの見解であり、職務と責任の関係や近隣市との均衡など総合的な視点から、現行額に据え置くことが適当であると判断した。

#### 4 附帯意見

特別職の報酬等について、現行額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったものであるが、現時点の判断であり、今後の社会経済情勢等の変化によっては、改定が必要になることもあり得る。

当審議会が政治的判断に基づく特別職等の給料、議員の報酬の自主減額のあり方について意見を述べることは適切ではないが、給料や期末手当の自主減額については5%以内とし、期末手当の支給月数については、国における特別職及び一般職の給与改定の状況を鑑み、また近隣市との均衡も考慮した支給月数とするのが望ましいとの意見を附することとした。

また、報酬等については、市民の納得が得られる額となるよう機敏に対応する必要があるとの判断から、2年後に報酬等審議会を開催することを提言する。

#### 5 おわりに

現在、地域特性や地域資源を最大限に生かしながら、「地方創生」を進めていく必要がある中で、行政経営の責任者としての市長を始めとする特別職や市民の代表としての市議会議員には、今後果たすべき役割がますます増大するとともに、これまで以上に市民の期待が寄せられている。

これらを十分に認識され、今後とも市政の発展と市民福祉の向上のために、なお一層御尽力されることを期待する。

#### 【参考】特別職等の給料月額

市長	921,000円	(据置き)
副市長	750,000円	(据置き)
教育長	665,000円	(据置き)
議長	465,000円	(据置き)
副議長	408,000円	(据置き)
議員	370,000円	(据置き)

西脇市特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 齋 藤 太紀雄

副会長 齋 藤 周 藏

委 員 東 田 万智子

委 員 笹 倉 照 暉

委 員 寄 藤 弘 樹

委 員 南 畝 大 作

委 員 浅 野 良 一

委 員 川 口 美恵子

委 員 武 部 千 栄

平成28年 1 月 27 日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市特別職報酬等審議会  
会 長 齋 藤 太 紀 雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬等について（回答）

平成27年12月21日付え～037で意見を求められたみだしのことについては、下記のとおり回答します。

記

検討事項に対する意見

特別職の職員で非常勤のもののうち、検討依頼のあった「消防団」及び「消費生活相談員」に対する報酬の適正額について、県下各市との比較や、業務に対する質や量について、様々な角度から協議した結果、下記のとおり意見する。

(1) 消防団

地域防災の観点から、消防団は地域に欠かせない要員である。

国からの要請もあるが、後継者不足という状況も鑑みて、増額改定が望ましい。

(2) 消費生活相談員

近年の相談内容の複雑化及び相談量の増加を考慮し、かつ、知識の専門性も必要なことから、増額改定が望ましい。

また、後継者を育成することの必要性も意見として附する。

(3) その他特別職の職員で非常勤のものの報酬

社会情勢等に即した額となるよう、その動向には注視するとともに、近隣市や他市町との比較を丁寧に行い、業務の多寡も考慮する中で、適正な報酬額を次回審議会で検討されたい。